

第5章 和歌山県における農業普及事業の展開

向井元治

1. 協同農業普及事業の概要

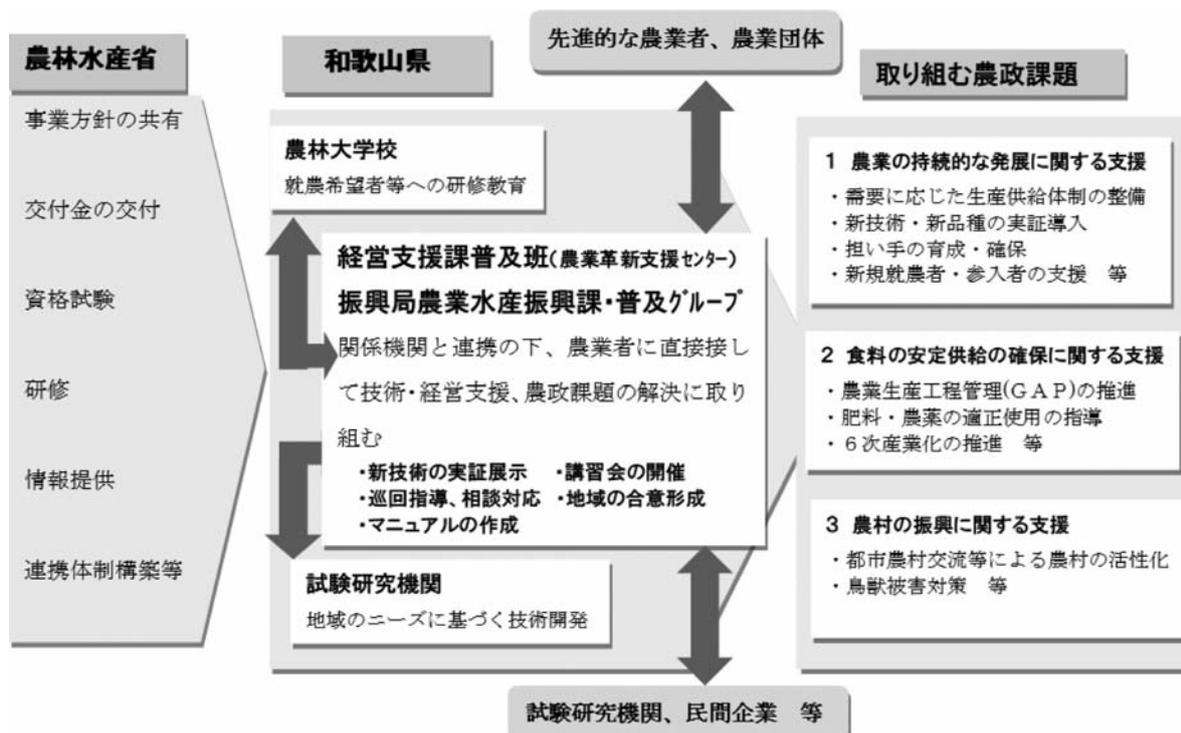
昭和23年、戦後の混乱する社会情勢の中で発足した協同農業普及事業は、「農業改良助長法」に基づき、都道府県が国と協同して行う農業に関する普及事業として創設された。これは、最新技術の全国的な普及とともに、地域の特性を生かし、国と都道府県の農政の方向に則した普及活動を実施する必要があるため協同とされた。この普及事業は「農業者の自主性を生かし、能力を引き出し、それを生産と生活に結びつけるために試験研究との連携を深めつつ技術情報の提供、助言、診断指導等を行い、農業の発展と農家の福祉の向上に寄与してゆく」という民主的理念に基づいている。

つまり、「物」より「人」を中心に、しかも教育的手法によって「自主的に農業を営むことのできる農業者」を育成することを主眼としている。

発足当初は、食糧増産を最重要課題として活動が開始されたが、その後、農業・農村の近代化をめざし構造改善及び選択的拡大、自立経営農家の育成を3本柱に推進し、県内各地にミカン、カキ、ウメ等の果樹産地や野菜・花き産地が数多く形成されてきた。さらに、産地間競争や生産調整、担い手の減少、農産物の輸入自由化等新たな問題への対応が余儀なくされてきた。

こうした中で、常に先導的役割を果たす普及活動に多くの期待が寄せられ、普及事業は県政の最先端に立ち「人づくり」を基本に地域農業の再編活動を展開し、農業技術の改良、生活技術の改善および担い手の育成に果たした普及活動は、農業者からはもちろん関係機関からも高

図1 協同農業普及事業の仕組み



い評価を受けてきた。

現在、農業・農村を取り巻く情勢は、国際化の進展、健康・安全・安心・高品質志向の消費者ニーズの多様化、農業技術の高度化、後継者不足等多くの課題を抱えており、このような変革期の時期こそ、革新的な農業技術を指導するスペシャリスト機能及び地域農業の実体に幅広い知見を持ったコーディネート機能を有する普及指導員が求められ、国際化に対応した意欲ある農業者や次代を担う青年・女性農業者の育成・支援等に重点をおいた普及事業が期待されている。

2. 農業改良普及活動の推移

戦後の農村民主化路線に沿って施行された農地改革と農業協同組合の設立、これにあわせて、昭和23年7月に農業改良普及事業が発足し、本県においては、同年11月に食糧増産技術員として72名を採用し、1地区1名担当で県内72地区に配置し、食糧生産の増大と自立農家の育成を旗印に活動を開始したのが本事業の始まりである。

一方、改良普及員の指導援助を担当する専門技術員制度は昭和24年9月に施行され、稲、病虫害、土壌肥料、畜産、農機具の専門技術員が翌25年4月に設置され、その後、食糧増産時代、農業構造改善時代、新しい村づくり時代、国際化時代、技術革新時代と農業・農村の変貌と同様に普及事業も変遷し現代に至っている。

しかし、制度や活動方式、あるいは活動内容が時代とともに変化したといっても、農業技術の普及と自主的農家の育成、豊かな農村地域づくりをねらいとした普及理念は終始一貫しており、農家と共に苦悩し、また、喜びを分かち合いながら歩んできた普及事業であったということが出来る。

(1)昭和20年代の普及活動(食糧増産時代)

本事業発足当時は、緊迫した食糧危機の要請に応えるため、米、麦、いも類の増産に圃場や農家を巡回すると共に、農事実行組合の集会指導や現地指導に日夜をわかたず指導した時代であった。当時、改良普及員は1地区に1名が役場や農協の一隅を借りて駐在し、自転車に乗って駆けずり回り、増産一途に活動を展開した。

昭和26年頃になると、増産技術もようやく浸透し、食糧事情も漸次好転して、活動も新農薬の出現をはじめ新技術の普及に多忙を極め、普及事業も充実期を迎え、農業改良普及員は135名、農業関係専門技術員は10名を数えるようになり、農業改良普及員は、ほぼ1町村1名の割で配置されるようになった。

その後、改良普及員の増員に伴い、県農業改良課での統率が難しくなり、地方事務所に移管された。

昭和28年になると、国内の産業が急速な発展をみせ、農業用ビニールの出現をはじめ、肥料、農薬、農業機械等、多くの生産資材が豊富に出回り、これらの生産資材の出現に伴い、農業者

や集団からの指導要請が多くなり、個々に応じきれない事態となってきた。

そこで、普及活動を効率化するため、多くの農家をまとめて指導する方法や新しい生産資材、新技術を実際に圃場でやってみせる展示圃、試作圃を設置し、みせる普及方法が工夫されるようになった。さらに、普及機材が整備され、映画、幻灯など視聴覚的方法が普及手段として多く用いられ、普及活動を効率化するため、計画的な活動が推進され、普及計画も樹立されるようになった。なお、この当時出現した農業用ビニールは、野菜栽培に一大転機をもたらし、生産地として驚異的な発展の素地が芽生えてきた。

また、普及事業発足当初から普及事業の三本柱は「農業改良」「生活の改善」「農村青少年育成」といわれ、農村青少年の育成に力を注いできた。これは4Hクラブ活動を通じ青少年の人間形成を図ると共に、プロジェクト活動を通じ問題解決能力を養い、農業の担い手を育成してきた。

4Hクラブ活動は、この20年代後半にクラブ数420、クラブ員数6,627人とピークを迎え、その後、農家数と同様に減少していったが、クラブ員経験者の多くはその後、各地域のリーダーとしての活躍がみられ、普及事業の成果ともいえる。

(2)昭和30年代の普及活動(経営改善時代)

昭和30年代に入ると、主要食糧は毎年連続して豊作となり食糧危機は解消され、果樹、畜産、野菜を主幹とする企業的農家もみられるようになった。高度な技術や経営指導を要請する農家が増加したことから、従来の1地区1名の駐在配置では要請に応えられない状況となってきた。

このため、従来の小地区配置を、立地条件や地域の農業形態あるいは市町村合併等を考慮し、それぞれに4～6名の改良普及員を配置した中地区活動体制をとり、特技を生かした普及活動の総合化を図る方向へと進められた。この間、普及計画に基づく積極的な計画活動、集団指導により地域農業の振興を図っていった。

昭和33年～35年頃になると、我が国の社会経済の急速な発展のなか、若者の都会への流出が目立ち、農業後継者は減少し、兼業農家、いわゆる“三チャン農業”が増加した。一方、自立経営農家も漸増し、水田転換や農地開発によるみかんの植栽や畜産の多頭羽飼育が盛んに行われ、階層分化が一層進んでいった。

このような、農村、農業事情の背景から高度な専門的指導と一般的指導を組み合わせた活動が必要となり、従来の48地区普及事務所を32の普及事務所に統合し、それぞれ配置した5～10名の普及員が所長を中心に総合的な指導を展開する一方、特技研修として大学留学研修を開始し特技普及による専門的指導に取り組んだ。

農業事情の変化は階層分化を拡大させ、兼業志向者が激増するかたわら、専門志向者の果樹、野菜、畜産生産などの選択的拡大が進み、農業技術も急速に進歩し、農村は揺れ動いた。そして、昭和36年6月に農業基本法が制定され、農業構造改善事業をはじめとする一連の各種施策が打ち出された。

普及員の活動も、農業経営の改善や農業構造の改善を主眼とした、地域総合指導に重点を置

き、指導内容も省力技術や組織化など経営技術的要素を多く含んだ内容へと移行していった。

昭和39年には、大型機械の出現や農業技術の進歩に対応するため、32の普及事務所を19の地区普及所と、それを統括する7つの地域普及所に整備統合し、変貌激しい農業事情に 대응していった。これと共に、専門技術員体制も、34年には9名に、そして38年には14名に増員され、専門技術員は試験研究に従事する傍ら改良普及員の研修や活動援助に精力を傾けてきた。

(3)昭和40年代の普及活動(農業構造改善時代)

経済の高度成長とともに経済圏は拡大され、農村の階層分化も拡大し、兼業志向と専業志向がますます明確化されてきた。このような状況に対応して、昭和43年に普及組織も専門普及員と地域普及員に機能、役割を分担した広域普及所が発足した。

この時期、本県農業の主幹である「みかん」の価格低迷と米の生産過剰時代を迎え、これらの難関をどう切り抜けるのか、農家と共に模索し、農業振興の立場から、新しい技術や営農 방식을地域にどう適応させていくのか、地域の立地条件や農家の知恵をどう生かせばよいのか等について、重点目標を定め、プロジェクトチームを編成し、きめ細かな活動を続けてきた。

農業後継者は専業農家の補充率30～35%と減少したが、気迫に満ちた青年達で、プロジェクト活動や集団活動に取り組んだ。この青年達の集団活動の場として、昭和44年より各普及所に農村青少年センターを建設し、専任普及員(青少年センター長)を中心に、4Hクラブ活動や青年経営者協議会活動、あるいは、青年大学講座の開設など、青少年の成長過程に応じたグループ活動や研修を体系的に行うようになった。

この農村青少年センターに土壌診断室を設置し、作物の健全な生育を図るための施肥量・施肥時期の解明や科学的データに基づく連作障害対策指導に取り組んだ。また専門技術員の活動を現地活動や調査研究活動にシフトするため、昭和45、46年に地方専技室を果樹園芸試験場と農業試験場内に設置し、調査・研究活動や現地技術実証圃を通じて、普及員への研修素材の提供や普及所の部会活動の援助など、現地重視の活動に取り組んだ。

(4)昭和50年代の普及活動(地域農業の確立時代)

経済の高度成長も、昭和48年に発生した石油ショックを一つの契機に安定成長へと進行した。普及活動もこれまでの歩みを継承する中で、地域の農業を見直し、新しい村づくり活動への取り組みの時代となった。

豊かな農村を築くために必要な生産体系や生産技術、生活組織と生産組織のかかわりなど、農家の土地・労働力・生産財をどのように相互補完すれば地域農業が確立できるのであろうかといった事を先駆者に学び、農家と語り、方向づけをすべく懸命に普及活動を展開した。

また、昭和52年に打ち出された水田利用再編対策やオレンジ、肉類の輸入自由化問題などは、円高問題をからませながら、農村、農業に大きな衝撃を与えた。

こうした、社会の動きを背景に農村の新しい息吹は、優良農地の造成確保や新しい産地の育

成、自給率の低い食糧の生産に、あるいは、土づくりなどによる土地生産性向上や機械化、装置化による労働生産性の向上に、地域ぐるみの取り組みへと活動を展開した。

このような中で、昭和55年にはアメリカにおける農業生産事情等を実際に見学し、地域の農業生産のあり方を検討するため、農業士による海外派遣研修を開始し、国際感覚に優れた農業者の育成に取り組んできた。

日本農業の根幹をなす米の生産過剰は需給の不均衡を招き、生産意欲の低下、若き農業後継者の減少に拍車をかけることから、水田転作の有利品目の推進と転作作物の定着化に向けて、日夜を問わず地域座談会をはじめ栽培管理指導等に奔走し、地域農業の確立に汗を流した。

昭和57年には、県の機構改革により、普及主務課が農政課から農林総合対策室になった。翌年には、農業・農村の課題解決に向けた普及組織の取り組みを市町村駐在単位の活動から、経営形態の類似した市町村をブロックにして、共通する重要課題の解決に取り組む広域普及活動に試行的に取り組んだ。

また、農業改良普及員と生活改良普及員が一体となって総合的に活動を展開するために、概ね5ヵ年間にわたる普及事業に関する基本的な方向づけと活動内容を示す実施方針の策定を行い、計画的に地域課題の早期解決に取り組んだ。

(5)昭和60年代の普及活動(国際化対応時代)

経済の安定と成熟時代を迎えた昭和60年代は、円高基調を背景に農産物の輸入が依然として進展する中で、国内の産地間競争は激化の方向をたどり、県においては、昭和61年に21世紀を目指した「活力ある産地づくり」「優良農地づくり」「担い手育成」を農業振興の基本方針とする第4次長期総合計画「新世紀の国21」が策定された。

このような情勢に加えて、米の需給バランスが依然として解消されない中での転作面積の拡大と転作奨励金の削減、うんしゅうみかん園再編対策が実施される等、農業経営は厳しい状況となった。

こうしたことから、国際化に対応し得る競争力のある農業経営の確立を図るため、地域の中核農家や集団組織を対象に営農診断指導に取り組むとともに定着型水田営農の確立や農地造成等による優良農地の確保、新産地の育成、高品質づくり、担い手の育成等、地域に密着した普及活動を展開した。

昭和62年には、主務課が農林総合対策室から農業振興課になり、普及情報システムの整備による普及活動の高度化を目指して、Waveネットの整備を行い、「ふれあい農業」のボード開設による情報の収集・提供の迅速化を図った。

しかしながら、人員の削減と共に複数駐在から1人駐在または兼務駐在となり農業者の多様な要望に応えにくくなってきたことから、昭和63年には駐在制を残したままで県内を24ブロックに分けた活動体制に改組するとともに、技術の高度化に対応するため専門普及班の強化を図り、チーム活動による効率的な普及活動を展開した。

(6)平成初期の普及活動(技術革新時代)

平成に入り、国際化のうねりは現実のものとなり、平成3年には牛肉・オレンジが自由化され、また、平成5年にはガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づき、政府は米のミニマムアクセスの受け入れを表明したことから、農業経営は厳しい状況に置かれた。

このような状況に対応するため、平成6年から普及事業の刷新強化を旨に普及組織体制を従来からの駐在制を廃止して広域体制による機能分担方式へと見直しを行い、名称も「普及所」から「地域農業改良普及センター」に改められた。

また、普及組織の総合指導力を最大限発揮させるため新4班体制(地域企画班、経営技術班、担い手育成班、農村環境班)のもと、21世紀に向けて意欲的な経営体の育成、次代の本県農業を担う人材の確保育成及び中山間地域の活性化等、地域の重要課題に対応した活動に取り組んだ。

さらに、普及員の海外派遣研修や若手改良普及員の早期養成研修を行うとともに、農業者に迅速・的確な普及指導を展開するため現地診断車の配備やパソコン等の情報機器の整備を行う等、普及組織の質的向上・充実を図った。

特に、普及情報ネットワーク：EIネットの整備を進め、国・県・普及センター・農業者をパソコン通信で結び、リアルタイムで全国的な新技術、農政、産地情報等を交換すると共に市況情報等の外部データベースを積極的に活用し、多様化する農業者の要請に応え、国際化・技術革新の時代に対応した普及活動を展開した。

(7)平成10年代の普及活動(ブランド化推進時代)

国際化の進展、環境保全に対する意識の高まりや消費者ニーズの多様化など農業・農村を取り巻く情勢が大きく変化するなか、恵まれた気候や立地条件を生かし、農業の振興と農村地域の活性化に向けた施策が総合的に推進された。

平成10年には県出先機関の連携強化を図るため7つの振興局が設置され、その中の農林水産振興部内に地域農業改良普及センターが位置づけられた。普及センターでは、認定農業者や意欲ある農業者などの担い手の育成・確保、望ましい産地の育成に向けた支援、中山間地域も含めた活力ある地域農業の振興に加え、消費者ニーズの多様化に対応しつつ食の安全・安心に向けた取り組み、環境保全型農業の推進や鳥獣害対策など環境と調和した農業生産への取り組みに対する支援、遊休農地解消に向けた取り組みなど様々な課題に対応してきた。

その後、地方分権と行財政改革で厳しい見直しを迫られ、県の組織改正により普及主務課も平成15年に経営支援課、平成16年に就農促進課、平成18年に果樹園芸課とめまぐるしく変遷し、平成16年には普及指導センターの必置規制が廃止され、県の裁量による弾力的・機動的な普及事業が行われるようになった。

さらに、直接農業者に接して普及指導を行う改良普及員と、専門事項に関する調査研究及び改良普及員の指導を行う専門技術員を普及指導員として一元化し、指導能力の高度化と事業運営の効率化が図られた。

このように普及事業をめぐる環境が厳しい中、活動の効率化や活動成果が求められ、目にみえる成果として、各地域でのブランド品の創出に大きく普及事業が貢献した。例えば紀北ではショウガ、紀中ではゆら早生、紀南では南高うめ等の農産物をはじめ、加工品等の商品開発や販路拡大にも地域と密着した活動を展開してきた。

(8)平成20年代以降の普及活動(革新技術対応時代)

農業・農村の変化が加速化した時代といえる。若い世代の経営者による新技術や情報、雇用等を活用した経営展開がみられる一方で、生産条件のみならず生活環境条件の不利な地域が多くあり、地域格差が拡大してきた。

TPP協定の締結など国際化の急速な進展がみられ、農業の強化と成長産業化をめざし、農地法改正、米政策の見直し、農地中間管理機構の創設など一連の改革が加速化されてきた。

その中で普及事業においては、新たな取り組みにチャレンジする先進的農業者や経営改善の加速化を希望する担い手から求められる高度技術に関し、適時・適切な支援を行う体制整備が急務となった。

そこで、平成24年には普及組織は経営支援課を主務課として、同課普及班内に農業革新支援センターを設置して農業革新支援専門員を配置するとともに、県内7振興局農業振興課内に普及業務を行う普及グループを置き普及指導員を配置し、現場に即した普及活動を展開してきた。

さらに、6次産業化の推進、農地集積に向けた取り組みに対する支援、ブランド化の推進、革新的技術活用推進、GAPの導入推進、鳥獣被害・耕作放棄地の解消推進等を重点課題と位置づけ各地域の特色を生かした農業振興に取り組んできた。

3. 生活改良普及活動の推移

昭和23年農業改良助長法の制度により生活改善普及事業が発足し、農業改良普及事業とは車の両輪の如く、常に農業との接点を求めながら、時代の動きと農業者の要請に対応し、農村の福祉増進を目指した活動を展開してきた。

(1)昭和20年代の普及活動(グループ育成を中心とした活動)

昭和24年4月に4名の生活改良普及員が県内4カ所の特別指導地区に配置され生活改良普及員による普及活動が発足した。その後、毎年10名の増員で、昭和27年には32名が県内31地区に配置された。

当時は、戦後の混乱期の中で、農家の要望に応えるため、かまどの改善、粥食の是正などの講習会、座談会、講話等による啓発活動を展開した。しかし、成果が積み上がってこないため、グループ育成を中心とした普及活動に転換され、県内では706グループの活動をみるに至った。

(2)昭和30年代の普及活動(地域濃密指導を主体とした活動)

昭和33年には32地区に51名の生活改良普及員が配置され、地域濃密指導を中心とした普及活動がはじめられ、集落に核となる生活改善グループを育成し、このグループを地域内の他集団と有機的に関連させながら活動して波及効果をねらい、地域全体の生活水準の向上をはかるものであった。

(3)昭和40年代の普及活動(地域活動と広域活動を組み合わせた活動)

昭和43年には県農業試験場内に生活近代化センターが建設され、モデル住宅及び生活改良普及員の研修室として専門技術員の活動を充実すると共に、広域普及所の発足により1普及所5～11名の生活改良普及員が配置され、広域担当の生活改善班長を中心に活動の強化が行われた。

この時代は、経済の高度成長が進む中で、農村も大きく変貌し、兼業農家の増加、専業農家の規模拡大等により、農村婦人の健康阻害、所得と消費のアンバランス等生活面に多くのひずみが生じ、緊急に解決すべき課題に対して効率的な生活改善活動が行われた。

(4)昭和50年代の普及活動(新しい村づくりを通じた活動)

農業従事者の健康管理や農村地域の生活環境整備を促進するため、昭和50年から実施された「健康モデル地区育成事業」、その後の「手づくりのむら整備事業」を通じて、関係機関の協力を得ながら総合的な活動を展開して効果をあげると共に、各地域に建設された農村婦人の家を活動の拠点として、地域農産物を活用した加工技術開発が活発に行われ、地域の味が次々と誕生し、商品化に向けて大きく動き出した。

(5)昭和60年代～平成時代の普及活動(女性の経営参画を目指した活動)

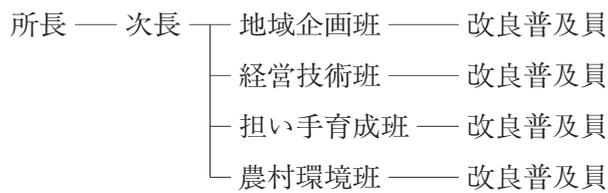
各地域では、地域農産物を利用した自慢料理の交流会等が盛大に開催されるようになり、地域特産物を利用した料理の研究や郷土食の掘り起こしなど地域の食文化の高揚に大きく貢献してきた。

平成3年には生活改善事業の見直しが行われ、「農業労働」「農家経営」「農産物活用」「農村環境」の4分野に重点を置き、「生活改良普及員」の呼称も廃止され「改良普及員」に1本化された。

家族の健康づくりに重点をおいた従来からの食生活改善としての普及活動から、地域の活性化や女性の社会的・経済的地位の向上をめざした活動へシフトされ、特に、自家用加工や生きがい活動から販売活動への転換がみられた。

その後、商品性の高い加工品の開発や生産技術の高度化、販売戦略づくり等の指導を行うなかで、農村女性起業グループが育成され、農村女性の経済的地位の向上に大きく貢献してきた。

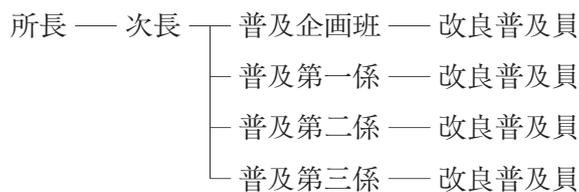
(5)平成6年(広域体制) 「普及所」が「地域農業改良普及センター」に改称



改良普及員 137名

専門技術員 5名

(6)平成10年(広域体制)

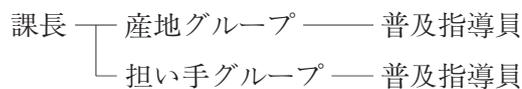


改良普及員 122名

専門技術員 6名

(平成16年：必置規制の廃止、改良普及員と専門技術員が普及指導員に一本化)

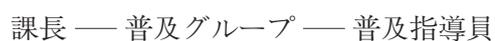
(7)平成18年(広域体制)



普及指導員 86名

広域普及指導員 5名

(8)平成24年(広域体制)



普及指導員 45名

広域普及指導員 4名

5. 特徴ある最近の普及活動(平成24年～令和元年度)

最近、本県では「担い手の育成確保及び農地集積」「和歌山ブランドの推進」「ICT等の革新的技術活用や環境への負荷低減、気象変動に対応する農業の推進」「GAPの導入推進」「鳥獣被害・耕作放棄地の解消推進」を普及重点課題として位置づけ各地域の特色を生かした農業振興に取り組んでいる。

県北部地域の平野部では、京阪神の大都市近郊という立地条件を生かし、ショウガやピーマン等の施設野菜やキャベツやハクサイ等の水田裏作の露地野菜産地の育成強化と、キクやカーネーション、イチゴ等の産地拡大を図ってきた。また、丘陵地帯から山間地では、カンキツ類

やカキ、モモ、イチジクなど多種類の果樹の複合経営による産地を拡大し農家経営を安定させた。

県中部地域では、400年の歴史と伝統を誇る「有田みかん」の産地を強化するため、優良品種導入やマルチ栽培を中心とした高品質果実生産を普及した。また、実エンドウ「紀州うすい」の栽培推進やスターチス、宿根カスミソウ等の高品質生産及び長期安定出荷による産地力強化に努めてきた。

県南部地域では、日本一のウメ産地やミカン産地での高品質生産と消費拡大に努めるとともに、冬季温暖な気象条件を生かし、水田裏作を中心とした露地野菜や花き類の栽培を推進した。また、ユズやジャバラ、茶等の特産物を活用した加工品等の商品開発や販路拡大など地域に密着した活動を展開してきた。

6. 成果をあげた普及活動事例

(1)和歌山地域：囲いショウガ産地の育成および優良な種ショウガ生産安定の取り組み

和歌山市の砂地地帯のショウガ生産は全国3位の出荷量を誇っているが、種ショウガのほぼ全量を県外から購入しており、安定した種ショウガの確保が課題となっていた。

そこで、海草振興局では平成27年にJA、市、県等で種生姜生産促進協議会を立ち上げると共にプロジェクトチームを編成し、栽培指針の作成、県外産地の情報収集、巡回指導、栽培講習会等を実施した。

特に種ショウガ生産モデル農家には、生育状況に合わせた個別指導を行い、種ショウガの生産安定を図っていった。また、種ショウガ生産者と新ショウガ生産者の交流会を実施するなどお互いの信頼関係の構築に努めた。

その結果、平成30年には新ショウガ生産者10名に対し2.5tの種ショウガを供給することができ、種ショウガの域内自給の基礎が築かれた。

写真1 種ショウガ農家への巡回指導



(2)那賀地域：イチゴの県オリジナル品種「まりひめ」の生産振興とブランド化の推進

「まりひめ」は県農業試験場で育成された品種で、大玉で糖度が高く、食味も良いため市場での評価が高く、早期産地化と栽培面積の拡大を図ることが求められた。しかし、炭そ病に弱く育苗中の薬剤防除だけでは防除効果が不十分であり、心止まり株などの生理障害が発生しやすいという問題を抱えていた。

そこで、平成24年度から那賀振興局では「まりひめ」の生産対策として展示圃設置や講習会による栽培技術や品種特性の習得、育苗期や本圃における病害対策や生理障害対策を行ってき

た。特に、炭そ病対策としては底面給水育苗、心止まり株には育苗期の肥培管理や苗の均一化等を普及啓発してきた。早期出荷に向けた普及活動として、間欠冷蔵処理技術(15℃の冷蔵庫に3日入庫、出し入れ3回繰り返すことにより早期出荷が可能)の現地実証に取り組んだ。

その結果、那賀地方の平成30年度、イチゴ「まりひめ」の生産者数は68戸、栽培面積は5.7haとなった。

写真2 まりひめの現地検討会



(3)伊都地域：カキ産地活性化への取り組み

全国一の生産量を誇る産地であるが、カキ価格の低迷や高齢化により産地の維持が危ぶまれ、販売価格の向上や担い手の確保が課題となっていた。

そこで、平成27年度から伊都振興局では収益向上が期待できる極早生品種の導入として、摘蕾省力技術や生理落果軽減技術の実証試験をJAと共に行い、せん定講習会等を通じて啓発を行った。また、今後の担い手として期待される定年帰農者への講習会や、新規参入者への個別巡回、農業士等との交流会により担い手の定着につなげた。

さらに、傾斜園での労力軽減として県単独事業の活用による園内道の整備でスピードスプレーヤーや運搬車を導入した。

これらの活動により、「紀北川上早生」は平成26年に9haであったが平成28年には30haになり、「刀根早生」偏重の是正が期待されるようになった。定年帰農者は平成28年までの10年間で320名が講習会を受講し、新規参入者は20名のうち18名定着した。これらのことは、耕作放棄地の抑制や担い手への園地集積を進め、地域の活性化に繋がっていくことが期待される。

写真3 カキのせん定講習会



(4)有田地域：有田ミカン産地の活性化～モデル共選を育成、産地へ普及～

柑橘の主産地であるが、温州ミカンの価格低迷や温暖化の影響により生産が不安定になっており、優良品種の導入や、担い手の確保が課題となっていた。

そこで、平成27年度から有田川町のマル賢共選を対象に、浮皮の少なく食味が早生に近い品種「きゅうき」の導入及び担い手の確保と育成に取り組み、共選ブランドの向上と産地化を目指した。

有田振興局では、「きゅうき」の導入対策として、関係機関と連携し「きゅうき」の果実肥

大、品質調査を継続的に実施し、12月中旬から簡易貯蔵し1～2月に関係者や市場担当者との試食検討会を行った。また、高品質果実の生産安定対策として、JAと連携し全組合員に対して摘果・せん定講習会を実施すると共に、園地巡回を行い着果・管理状況を確認し、各園主への指導に役立てた。さらに、浮皮果軽減対策は技術実証展示圃を設け、試行錯誤しながら普及に取り組んだ。

担い手対策としては、新規就農者に対する研修会に加え、「有田農業女子プロジェクト」を開催し農業女子の技術研修や交流を図っており、共選女子部からも参加している。

これらの活動により、平成27年から「きゅうき」の改植を進めて平成30年には共選内で60aまで増え、試食検討会では貯蔵しても品質良好で、市場性があるとの評価を得た。また、高品質果実生産技術についても基本管理の徹底が図られ、浮皮果の軽減効果がみられた。

担い手としては、平成27年度に1名の新規就農者が共選に加入し、共選内の規模縮小農家から農地を借り受け、経営規模を1haに増やして経営の安定化を目指している。

写真4 浮皮防止技術検討会



(5)日高地域：スターチスの新栽培技術・新品種の導入による産地強化

本県はスターチスの出荷量が全国一で、その9割以上が日高地域で生産されている。しかし、燃油高騰により低温管理の栽培が主流になり4月以降の集中出荷になり価格の低下を招くと共に種苗費が生産費の約40%を占め経営を圧迫するようになった。

そこで、平成27年度から、暖地園芸センターで開発された増収効果の高い新電照栽培技術の導入を図ると共に、パテント料不要の県オリジナル品種の普及を推進し産地強化に向けた普及活動を行った。

まず、LED電球を活用した電照栽培技術の現地適応性を確認するため実証圃を設け、無処理区と比較した。その実証圃での現地検討会、研修会等を開催し情報の共有化に努めた。

また、県オリジナル品種(紀州ファインラベンダー、紀州ファインピンク等)の導入では、展示圃を6ヵ所設置し生育、収量調査を行うと共に意見交換会を実施した。

その結果、平成29年は電照栽培技術の導入が約2.5ha、県オリジナル品種の作付面積が約6.7ha(前年、約6.5ha)となった。今後は、電照栽培の安定的な増収効果と県オリ

写真5 県オリジナル品種現地検討会



ジナル品種の特性にあった栽培管理技術の高位平準化が求められている。

(6)西牟婁地域：新品種導入による果樹産地の活性化

ウメを核とした柑橘との複合経営が主になっているが、ウメ、柑橘の価格低迷等から有望品種導入による所得向上が課題になっていた。

このため、平成24年度からJAや試験研究機関と連携しながら、柑橘では温州ミカンの新品種「YN26」導入に向けた栽培実証園の活用や栽培マニュアル作成等の技術支援を実施してきた。また、ウメでは新品種「橙高」導入に向け、主幹形の密植栽培による現地実証園の活用による技術支援を行うと共に、JA、県うめ研究所、県工業技術センターと連携して「橙高」の特性を生かした新たな加工品開発(マヨネーズ風ドレッシング、ジャム等)を進めた。

その結果、温州ミカン「YN26」は、収穫果実の約6割がブランド果実である「紀のゆらら」の品質基準を満たし高品質果実の実証につながった。平成30年度までの「YN26」の苗木導入本数は約12,000本で12haまで拡大し、生産意欲が高まった。

ウメでは、早期成園化に向けた技術指導で順調に生育しており、新たな動きとして、大手飲料メーカーが収穫果実の全量買い入れ、梅酒を検討することとなった。

写真6 YN26摘果講習会



(7)東牟婁地域：伝統サツマイモを活かした耕作放棄地対策

農業従事者の減少や高齢化の進行、鳥獣被害の激化などにより耕作放棄地が増加しており、その解消に向けた振興作物として、昔から自家用として生産されていたサツマイモに着目し、耕作放棄地対策と産地育成を目指した取り組みを実施した。

まず、JAと連携して「串本さつまいも会」を平成21年に結成して活動を開始した。栽培技術の確立としては在来品種の系統選抜や実証試験を行うと共に、栽培マニュアルを作成し技術的支援を行ってきた。

担い手づくりと栽培推進では、体験農園的なチャレンジファームの取り組みを支援して新たな生産者の掘り起こしを行ってきた。また、加工品開発と販売促進では、加工グループを対象に加工用サツマイモ「ハヤト」や在来種「サイパン芋」を使った加工品開発やイベント等でのPR活動を実施した。

その結果、平成30年には栽培面積1ha、栽培農家37戸となり生産拡大が図られた。また、地元JAが「なん

写真7 サツマイモ栽培講習会



たん密姫」と商標登録を行い「驚くほどの甘さ」と好評を得ている。

7. 普及事業の今後の課題

農業・農村を取り巻く状況は、農業就業者の減少及び高齢化、農業所得の減少、農地の荒廃、集落機能の低下、地球温暖化や災害への対応など様々な課題に直面しており、普及事業に求められる役割は複雑かつ高度化してきている。このような状況の中、普及事業の今後の課題として次のようなことが求められている。

- (1)高品質やブランド力など地域における「強み」のある農産物づくりに対する支援
- (2)ICT・ロボット・AI等の技術を含む革新技术の実証・導入による産地化支援
- (3)地球温暖化に対応するための品種・品目転換や生産安定技術導入に対する支援
- (4)認定就農者制度の活用を通じた新規就農者及び農業に新規参入する者の確保・定着支援
- (5)国際的に通用する農業生産工程管理(GAP)の導入及びその実践等に対する支援
- (6)地域農産物の新たな価値の創出や6次産業化、多様な販路拡大の取り組みに対する支援
- (7)被害状況に即した鳥獣被害防止技術の確立等、農業の持続的な発展に関する支援

参考文献

- 普及指導活動論(川俣茂1988年)
- 農業改良普及事業50周年記念誌(和歌山県農林水産部1998年)
- 協同農業普及事業の実施についての考え方(農林水産省2015年)
- 協同農業普及事業の実施に関する方針(和歌山県農林水産部2016年)
- 平成29年度普及活動実績報告書(和歌山県農林水産部2018年)
- 技術と普及11月号(全国農業改良支援協会2018年)
- 協同普及事業をめぐる情勢(農林水産省2019年)